

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成二十七年八月十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

#### 一 届出事項の概要

##### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 生活協同組合おかやまコープ コープ鴨方

所在地 浅口市鴨方町鴨方一五二四番一ほか

##### 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 生活協同組合おかやまコープ

住所 岡山市北区奉還町一丁目七番七号

代表者の氏名 理事長 平田 昌三

##### 3 変更事項

###### (1) 大規模小売店舗内の店舗面積

(変更前) 千七百六十九・八平方メートル

(変更後) 二千七百四十二・九平方メートル

###### (2) 大規模小売店舗の配置に関する事項

###### ア 駐車場の収容台数

(変更前) 百九十五台

(変更後) 百二十二台

###### イ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 三十六台（A棟南側一）

二十四台（A棟南側二）

三十八台（A棟東側）

三箇所（駐輪場三箇所合計）九十八台

(変更後) 三十六台（A棟南側一）

二十四台（A棟南側二）

二十台（B棟東側）

三箇所（駐輪場三箇所合計）八十台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）九十二・一平方メートル（A棟東側）

（変更後）百十七・二平方メートル（A棟東側）

四十六・八平方メートル（B棟北側）

二箇所（荷さばき施設二箇所合計百六十四平方メートル）

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）二十八・九立方メートル（A棟東側一）

三十一・四立方メートル（A棟東側二）

十三・六立方メートル（A棟東側三）

四十六・三立方メートル（A棟東側四）

四箇所（廃棄物等の保管施設四箇所合計百二十・二立方メートル）

（変更後）二十八・九立方メートル（A棟東側一）

三十一・四立方メートル（A棟東側二）

十三・六立方メートル（A棟東側三）

四十六・三立方メートル（A棟東側四）

五・一立方メートル（B棟北側）

五箇所（廃棄物等の保管施設五箇所合計百二十五・三立方メートル）

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

（変更前）生活協同組合おかやまコープ 午前九時

株式会社オサダ文昭堂 午前九時

（変更後）生活協同組合おかやまコープ 午前九時

株式会社レディ薬局 午前九時

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）生活協同組合おかやまコープ 午後九時

株式会社オサダ文昭堂 午後九時

(変更後) 生活協同組合おかやまコープ 午後九時  
株式会社レディ薬局 午後十時

ウ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前八時三十分から午後九時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後九時まで (荷さばき施設一)

(変更後) 午前六時から午後九時まで (荷さばき施設一)

午前六時から午後九時まで (荷さばき施設二)

#### 4 変更年月日

平成二十七年十二月十七日

#### 二 届出年月日

平成二十七年八月三日

#### 三 縦覧の期間及び場所

##### 1 縦覧の期間

平成二十七年八月十四日から同年十二月十四日まで

##### 2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び浅口市産業建設部産業振興課